

神奈川県病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業実施要綱

1 目的

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者等に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図るとともに、退院後の地域との連携について視野に入れた支援の確立を目指すことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、神奈川県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、知事は認知症サポート医や認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。また、研修の企画や受講者の募集に当たっては、神奈川県医師会、神奈川県看護協会、神奈川県精神科病院協会、神奈川県病院協会等の協力を得て行うものとする。

4 事業内容

(1) 研修対象者

対象者は次のいずれかに該当する者とする。

ア 県内の病院で勤務する医師、看護師、その他の医療従事者

イ 県内で勤務するアを除く保健医療福祉介護関係者

(2) 研修内容

研修受講者に対し、別紙研修カリキュラムに基づき、実施することとする。

(3) 募集要綱の作成

県又は研修実施委託団体は受講者の募集、決定等について募集要綱を作成して行うものとする。

(4) 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、修了証書（4（1）アに該当する研修修了者は第1号様式、4（1）イに該当する研修修了者は第2号様式）を交付するものとする。

イ 知事は、4（1）アに該当する研修修了者について、病院勤務の医療

従事者向け認知症対応力向上研修修了者名簿（第3号様式）を作成し、管理するものとする。

ウ 知事は、4（1）アに該当する研修修了者の情報について、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、県内市町村及び各保健福祉事務所及びセンターに配布し、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

5 その他

この要綱に定めのある場合を除くほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。